

掛川市条例第4号

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定による職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が管理及び執行する事務)

第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市こどもの森条例の一部改正)

2 掛川市こどもの森条例（平成17年掛川市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(使用の禁止又は制限) 第4条 <u>教育委員会</u> は、こどもの森の施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合その他必要があると認める場合は、使用を禁止し、又は制限することができる。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	(使用の禁止又は制限) 第4条 <u>市長</u> は、こどもの森の施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合その他必要があると認める場合は、使用を禁止し、又は制限することができる。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。